

# 指宿市滞納整理基本方針

(令和3年度～令和5年度)

令和3年7月

市民生活部 税務課 収納対策室

## I はじめに

本市の徴収率（現年度分と滞納繰越分の合計）は、合併直後 90%を上回っていたものの、平成 22 年度に 89.59%となり、平成 23 年度から県の市町村税徴収確保対策実施要領に基づき徴収確保対策団体に指定されたが、徴収率向上に取り組んだ結果、平成 28 年度に指定は解除された。

また、平成 28 年度から令和元年度の 4 年間（2 年間の 2 名）収納対策室長に県職員の派遣を受け、差押えや搜索など滞納整理の強化を図った結果、令和元年度は、前年度と比較して 0.68 ポイントアップの 95.51%となり、はじめて 95%を超えたものの、県内の市町村も年々上昇していることから、県内 43 市町村中 24 位、南薩局管内でも最下位となっている。

市税の納付環境については、これまで口座振替の推進、コンビニ収納や専用アプリ「P a y B」を利用したスマートフォンでの納付などの整備を行い、充実を図ってきたが、令和 2 年 2 月以降に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、市内のホテルや飲食業などを始めとする納税者の担税力が、一時的ではあるものの低下していることから、今後の更なる徴収率向上の懸念材料となっている。

市税等は、市政運営における貴重な自主財源であり、その確保と税負担の公平性から、より積極的な滞納整理事務を行い、更なる徴収率の向上を目指す必要があることから「指宿市滞納整理基本方針」を策定するものである。

## II 現状と課題

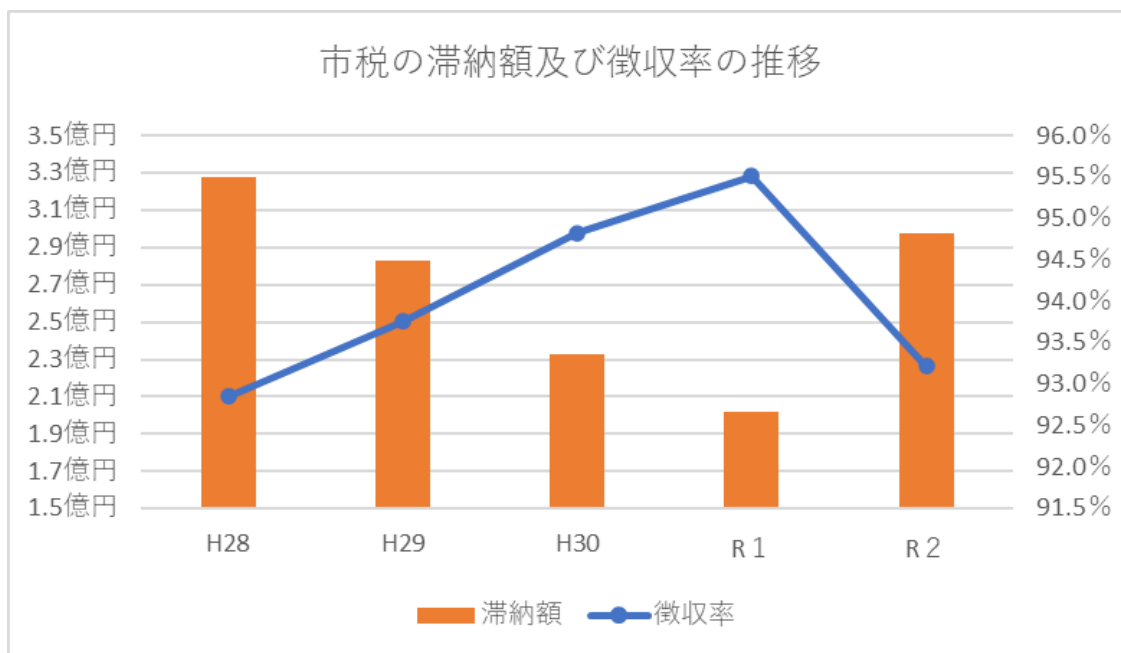
本市の市税滞納額を過去 5 年間で見ると、平成 28 年度が 3 億 2,824 万円であるが、令和元年度には 2 億 150 万円となり、約 1 億 2,600 万円の圧縮が図られ年々減少しているが、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症に伴う特例猶予により、滞納額が約 9,600 万円増の 2 億 9,779 万円となっている。しかしながら、平成 28 年度と令和 2 年度を猶予分が収納されていたと仮定して比較すると約 1 億 4,000 万円の減となり、毎年減少していることになる。

徴収率についても、平成 28 年度と令和元年度を比較すると、2.66 ポイント上昇しているが、令和 2 年度については、特例猶予に伴い前年度比でマイナス 2.29 ポイントとなっているものの、平成 28 年度と令和 2 年度を滞納額と同様に比較すると 2.90 ポイント上昇していることになる。

また、国民健康保険税（以下「国保税」という。）についても、市税と同様に滞納額及び徴収率について共に改善が見られている。

しかし、市税全体の調定額に占める滞納繰越分の調定額割合が、本市は令和 2 年度決算で 4.15 ポイントであるのに対し、県内平均は 3.13 ポイントと 1.02 ポイント高いことから、今後は、滞納繰越調定額の圧縮が急務となっている。

## 【市税の滞納額及び徴収率の推移】



(単位：千円・%)

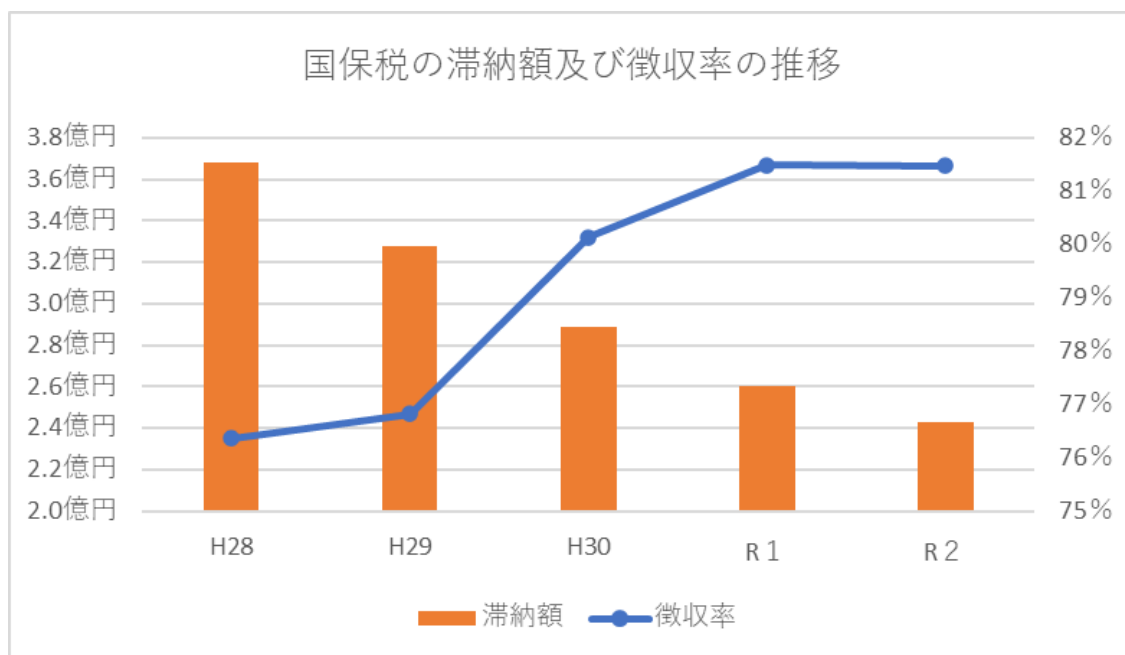
	H28	H29	H30	R1	R2
現年調定計	4,264,800	4,231,388	4,256,376	4,285,693	4,209,164
現年収入計	4,204,260	4,176,606	4,210,588	4,250,986	4,066,329
現年徴収率	98.58	98.71	98.92	99.19	96.61
繰越調定計	327,041	298,823	248,393	204,525	182,292
繰越収入計	59,337	70,914	61,126	37,724	27,337
繰越徴収率	18.14	23.73	24.61	18.44	15.00
調定額合計	4,591,841	4,530,211	4,504,769	4,490,218	4,391,456
収入額合計	4,263,596	4,247,520	4,271,713	4,288,709	4,093,666
徴収率合計	<b>92.85</b>	<b>93.76</b>	<b>94.83</b>	<b>95.51</b>	<b>93.22</b>
滞納額合計	<b>328,244</b>	<b>282,691</b>	<b>233,056</b>	<b>201,508</b>	<b>297,790</b>

※ それぞれの数値を四捨五入しているの都合がある。

※ 過去5年間の徴収率は年々上昇しているものの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う特例猶予があり徴収率が低下している。

※ 特例猶予分が収納されていたと仮定した場合の徴収率は95.75%、滞納額は、186,660千円となる。

## 【国保税の滞納額及び徴収率の推移】



(単位：千円・%)

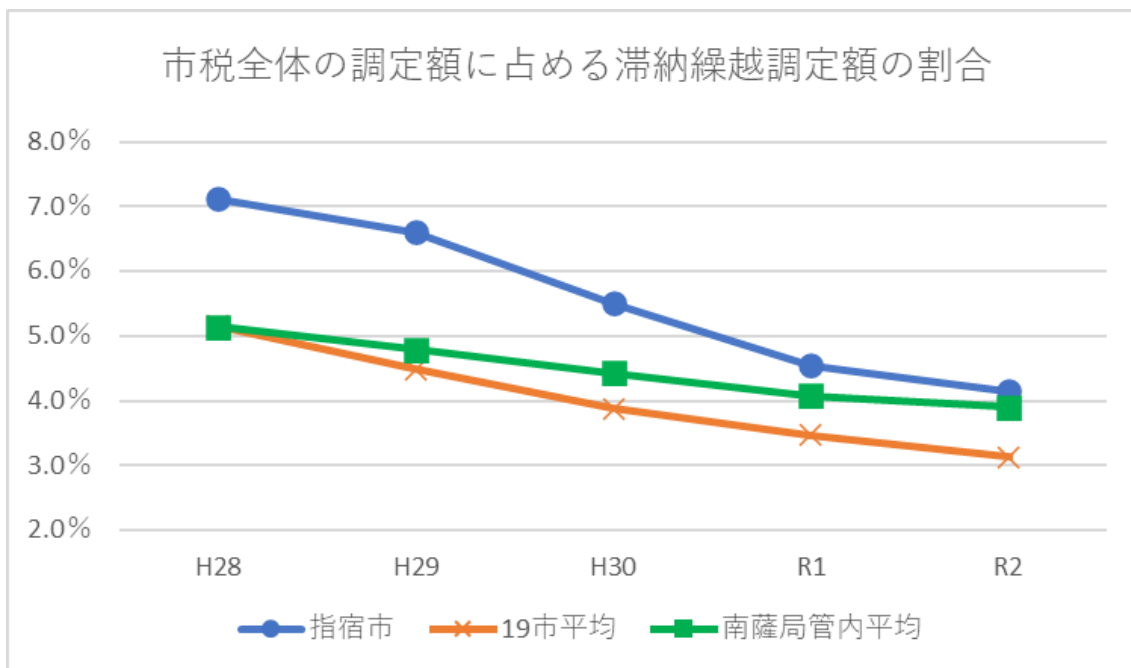
	H28	H29	H30	R1	R2
現年調定計	1,203,677	1,086,409	1,160,612	1,154,607	1,071,586
現年収入計	1,117,263	1,012,324	1,096,241	1,096,713	1,019,892
現年徴収率	92.82	93.18	94.45	94.99	95.18
繰越調定計	351,034	329,031	292,674	252,512	237,691
繰越収入計	69,851	74,973	68,347	50,019	46,768
繰越徴収率	19.90	22.79	23.35	19.81	19.68
調定額合計	1,554,711	1,415,439	1,453,287	1,407,119	1,309,277
収入額合計	1,187,114	1,087,298	1,164,587	1,146,732	1,066,659
徴収率合計	<b>76.36</b>	<b>76.82</b>	<b>80.13</b>	<b>81.49</b>	<b>81.47</b>
滞納額合計	<b>367,597</b>	<b>328,142</b>	<b>288,699</b>	<b>260,387</b>	<b>242,618</b>

※ それぞれの数値を四捨五入しているの都合がある場合がある。

※ 過去5年間の徴収率は年々上昇傾向にあるものの、令和2年度については、滞納繰越分の徴収率低下により、わずかに前年度を下回っている。

※ 特例猶予分が収納されていたと仮定した場合の徴収率は81.50%、滞納額は、242,269千円となる。

## 【市税全体の調定額に占める滞納繰越調定額の割合】



(単位：千円・%)

	H28	H29	H30	R1	R2
調定額合計	4,591,841	4,530,211	4,504,769	4,490,218	4,391,456
繰越調定計	327,041	298,823	248,393	204,525	182,292
<b>指宿市割合</b>	<b>7.12</b>	<b>6.60</b>	<b>5.51</b>	<b>4.55</b>	<b>4.15</b>
19市平均	5.16	4.49	3.88	3.47	3.13
差	1.96	2.11	1.63	1.08	1.02
南薩平均	5.14	4.79	4.43	4.08	3.90
差	1.98	1.81	1.08	0.47	0.25

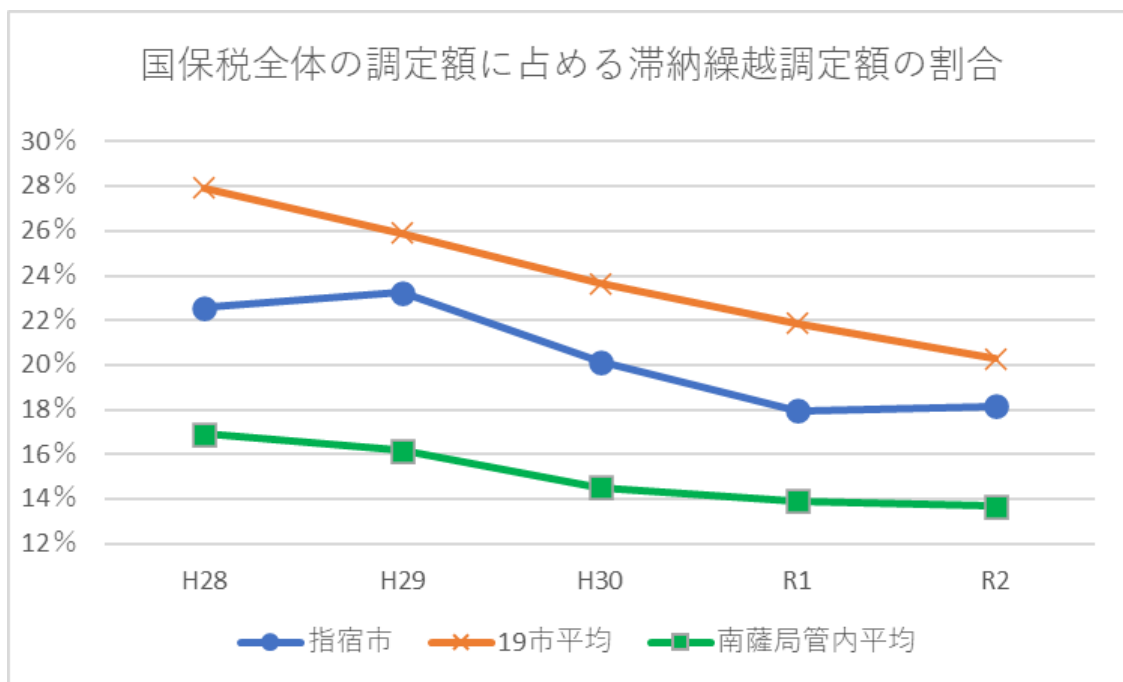
※ 市税全体の調定額に対する滞納繰越分の割合は、19市平均よりも毎年度高い。

※ 近年の滞納繰越分の割合は、19市平均に近づきつつある。

※ 南薩4市と比較すると、本市は滞納繰越分の割合が高い。

※ 高額案件に対する対策や執行停止案件の処理を行い、滞納繰越分の圧縮を早急に図る必要がある。

## 【国保税全体の調定額に占める滞納繰越調定額の割合】



(単位：千円・%)

	H28	H29	H30	R1	R2
調定額合計	1,554,711	1,415,439	1,453,287	1,407,119	1,309,277
繰越調定計	351,034	329,031	292,674	252,512	237,691
<b>指宿市割合</b>	<b>22.58</b>	<b>23.25</b>	<b>20.14</b>	<b>17.95</b>	<b>18.15</b>
19市平均	27.94	25.92	23.64	21.88	20.29
差	▲5.36	▲2.67	▲3.50	▲3.93	▲2.14
南薩平均	16.93	16.19	14.52	13.91	13.67
差	5.65	7.06	5.62	4.04	4.48

※ 国保税全体の調定額に対する滞納繰越分の割合は、19市平均よりも毎年度低い。

※ 19市平均よりも低いものの、南薩4市では滞納繰越分の割合が高い。

※ 今後も市税同様に対策を講じながら、滞納繰越分の調定額を減少する必要がある。

### Ⅲ 今後の基本的な方針

#### 1 基本的な方針

今後の更なる徴収率向上を目指し、令和3年度から令和5年度までの3年間における、滞納整理の基本的な方針を次のように定める。

◎ 市税等について、前年度の徴収率を最低値として、徴収率の維持・向上を図る。なお、令和5年度の目標値を「市税：96.75%」、「国保税：82.50%」とする。

◎ 市税全体の調定額に占める滞納繰越分の調定額割合を改善し、令和5年度の目標値を「市税：2.8%」、「国保税：16.15%」とする。

#### 2 具体的な取り組み

##### (1) 現年度分の徴収強化

徴収率の向上には、市税全体の95%以上を占める現年度分の収納向上が不可欠であり、翌年度への繰越額をできる限り抑制することが必要であることから、次のとおり強化を図る。

- ① 新規滞納の抑制を図るため、徴収強化月間を3月に1回程度の割合で行い、電話催告などを実施するとともに、連絡がつかない場合には、別途カラー封筒を利用した文書による催告を実施する。
- ② 現年滞納者の抑制には、納期内納付が重要であることから、窓口や電話での納税相談の際、口座振替の設定がされていない者については、必ず推進する。

##### (2) 滞納繰越分の徴収強化

滞納繰越分については、解決困難事案とならぬよう早期の徴収を行いながら完納へ導くとともに、税負担の公平性からも毅然とした姿勢で滞納整理に臨む必要があることから、次のとおり強化を図る。

- ① 新たに滞納者となった者や滞納額が10万円以下の者については、新規滞納を発生させないために、必ず一括納付をお願いする。分割納付を認める際は、1年以内に完納できるような金額設定を行う。
- ② 分納金額は、口頭による申し出だけでなく、客観的な資料に基づき判断するとともに、分納受付票を必ず提出させたいうえで、分納金額を決定する。

- ③ 分納期間を最長でも6か月以内に区切るとともに、更新するたびに分納金額を増額するよう滞納者へ必ず伝える。
- ④ 滞納金額に見合わない少額の長期分納となっている者については、改めて分納協議を行い、早期の解消となるよう必ず分納金額の見直しを行う。

### **(3) 滞納処分の強化**

滞納整理事務の適切かつ効率的な執行を行うため、滞納者の生活状況などを把握し、差押え可能財産の発見に努めるとともに、「とる・おさえる・おとす（自主納付・滞納処分・徴収緩和）」の見極めにより、滞納額の減少を図る。

#### **① 財産調査の徹底**

滞納者に対する預貯金及び生命保険の調査を最低年1回実施し、差押え可能財産の把握に努めるとともに、固定資産所有者については、抵当権設定の有無及び売却予定価格を調査し、差押えの可否について適宜判断する。

#### **② 滞納処分の強化**

催告から3月を経過しても納付や連絡がない場合は、給与債権等の差押えを即時に実施する。また、搜索等により動産を差し押さえた場合、インターネットや窓口による公売を実施する。

#### **③ 執行停止の強化**

財産調査等の結果、差押え可能財産が発見されない場合、地方税法及び指宿市滞納処分の執行停止に関する要綱に基づき、迅速かつ適切に執行停止を行い、現年度分も含めた滞納額の圧縮に努める。

### **(4) 納税相談の充実**

納税相談については、滞納者個々の生活状況や担税力などの状況に即した納付計画が必要となり、最終的には早期完納を目指すものであるが、納税者にとって、より利用しやすい窓口相談体制の構築を行う。

#### **① きめ細かな納税相談の実施**

滞納者の生活状況を適切に把握し、納付困難と判断される場合は、地域福祉課や法テラスなどの紹介を行い生活再建の手助けを行う。



## ② 窓口対応力の向上

県自治研修センターで行われる特別研修などへ積極的に参加し、収納対策室職員の折衝・交渉能力の向上を図る。

(折衝・交渉能力向上研修やクレーム対応研修への参加。)

## IV 終わりに

これまで、徴収率の向上に取り組み、一定の効果を上げているものの、今後、更なる徴収率の向上を目指すには、滞納者の生活状況等を的確に把握し「とる・おさえる・おとす（自主納付・滞納処分・執行停止）」の峻別を図りながら、現年度課税分の納期内納付や滞納繰越調定額を圧縮することが急務である。

そのためには、滞納整理事務を行う担当職員の折衝・交渉能力の向上、関係法令等の習得や職員個々のスキルアップなど、収納対策室職員が一体となったサポート体制を構築し、あらゆる納税相談に適切に対応できる「理解し、行動できる職員」となり、令和5年度までの3年間において、本方針に基づき、税負担の公平性及び貴重な自主財源の確保に向け、より一層の取り組みを行うことが必要である。